

令和8年議案第20号

江南市教育委員会苦情審査会委員長等の決定について

別紙の者を江南市教育委員会苦情審査会委員長等に決定したいから、市町村立学校の校長・副校長・教頭・部主事の教職員評価制度苦情申出要領第4条第3項の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会苦情審査会委員長等の任期が、令和8年3月31日に満了するので、後任の者を決定する必要があるからであります。

## 市町村立学校の校長・副校長・教頭・部主事の教職員評価制度苦情申出要領

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、市町村立小・中・義務教育学校、豊橋市立豊橋高等学校、豊橋市立くすのき特別支援学校、瀬戸市立瀬戸特別支援学校、刈谷市立刈谷特別支援学校、及び豊田市立豊田特別支援学校の校長・副校長・教頭・部主事の教職員評価制度による評価結果に関する苦情の申出及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情対応及び苦情対象)

第2条 「苦情相談」と「苦情申出」の2段階で対応する。

- 2 苦情の対象は、被評価者に開示された評価結果（達成度評価、特性・能力発揮度、職務の状況）とする。

### 第2章 校長・副校長・教頭・部主事の評価結果等に関する苦情相談及び苦情処理 (苦情相談による処理)

第3条 市町村教育委員会の人事担当者等を苦情相談員とする。

- 2 苦情相談を希望する被評価者（以下「相談者」という。）は、苦情相談員に3月中旬の別に定める3日間に、電話又はメールにより苦情相談を申し出る。
- 3 苦情相談員は、相談者から事情を電話又は面談で聴取した上で、問題解決のための助言を相談者に行う。
- 4 苦情相談員は、受け付けた相談内容及び対応内容を記録する。

(苦情申出及び苦情審査会による処理)

第4条 相談者は、苦情相談によって解決できない場合は苦情申出を行うことができる。

- 2 苦情申出による苦情を処理するため、市町村教育委員会内に苦情審査会を設置する。
- 3 苦情審査会は、委員長、副委員長、委員の複数名をもって組織する。委員長、副委員長及び委員は、年度当初に市町村教育委員会で決定する。
- 4 苦情申出者（以下「申出者」という。）は、3月20日から3月24日までの間に、苦情申出書（様式第1号）を苦情審査会に提出する。
- 5 苦情審査会は、市町村教育委員会から苦情調査員を指名し、苦情調査員は申出者及び評価者から事情を聴取する。

なお、苦情調査員は苦情相談員を兼ねることもできる。

6 苦情審査会は、苦情調査員による苦情調査結果に基づいて苦情審査を行い、必要に応じて県教育委員会に相談して助言を受け、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由を教育長に報告する。

- (1) 教育長の評価を妥当とする。
- (2) 教育長の評価に対して再評価を求める。

(審査結果の報告)

第5条 苦情審査会は、審査結果を苦情審査結果通知書（様式第2号）により申出者に通知する。

2 審査結果の通知及び再評価の提出は3月31日までに完了する。

第3章 その他

(不利益取扱いの禁止)

第6条 苦情相談及び苦情申出を行ったことに起因して、不利益な取扱いを受けることはない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

令和8年議案第21号

学校運営協議会委員の任命について

別紙の者を学校運営協議会委員に任命したいから、江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）第3条及び第4条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、学校運営協議会委員の任期が、令和8年3月31日に満了するので、後任の者を任命する必要があるからであります。

(参考)

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

(委員)

第3条 協議会の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長（以下「校長」という。）の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の校区に所在する地域の住民
- (2) 対象学校の校区に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 校長その他の教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 教育委員会は、委員の辞任等により欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和8年議案第22号

献立作成委員会委員の委嘱等について

別紙の者を献立作成委員会委員に委嘱又は任命したいから、献立作成委員会規程(昭和47年訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、献立作成委員会委員の任期満了に伴い、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参考)

## 献立作成委員会規程（抜粋）

(構成)

第2条 委員会は、30名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校給食主任等
- (2) 教育課長
- (3) 学校給食センター所長
- (4) 栄養教諭、学校栄養職員及び給食業務主任
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和8年議案第23号

江南市食物アレルギー対応食検討部会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市食物アレルギー対応食検討部会委員に委嘱又は任命したいから、江南市食物アレルギー対応食検討部会設置要綱（令和6年4月1日施行）第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、学校給食センターにおいて、「食物アレルギー対応食」を提供することから、その対応に関する指針を作成するため、江南市食物アレルギー対応食検討部会委員を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参考)

江南市食物アレルギー対応食検討部会設置要綱（抜粋）

(組織)

第3条 検討部会は、次に掲げる会員で構成し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 小学校長及び中学校長の代表

(2) 小学校及び中学校の養護教諭の代表

(3) 栄養教諭の代表

(4) 運営企業の代表

(5) その他会長が特に必要と認める者

2 検討部会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、会員の互選によりこれを選出する。

3 会長は、検討部会の会務を総理し、検討部会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会員の任期は、任命又は委嘱の日から、その日の属する年度の3月31日までとする。ただし、会員に欠員が生じた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和8年議案第24号

江南市部活動の地域展開に関する推進委員会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市部活動の地域展開に関する推進委員会委員に委嘱又は任命したいから、江南市部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市における部活動の今後の地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため協議会を設置し、委員の委嘱等をする必要があるからであります。

(参考)

江南市部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱（抜粋）

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) スポーツ・文化団体関係者
- (2) P T A等保護者関係者
- (3) 教育・行政機関関係者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

令和8年議案第25号

「家庭倫理講演会」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和8年議案第26号

「人物新発見シリーズ」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和8年議案第27号

江南市部活動の地域展開に関する推進委員会実行部会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市部活動の地域展開に関する推進委員会実行部会委員に委嘱又は任命したいから、江南市部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱第7条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和8年4月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市における部活動の今後の地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため協議会を設置し、委員の委嘱等をする必要があるからであります。

(参考)

江南市部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱（抜粋）

(実行部会)

第7条 委員会に、実行部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、第2条に規定する事項の調査及び検討並びに計画の素案を作成する。
- 3 部会は、教育委員会の教育・行政機関関係者及びスポーツ・文化団体関係者で組織する。
- 4 部会長は、教育部長をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の会議を総理する。
- 6 部会長は、部会の経過及び結果を委員会に報告するものとする。